

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月22日
【会社名】	株式会社アインホールディングス
【英訳名】	AIN HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 喜一
【本店の所在の場所】	札幌市白石区東札幌 5 条 2 丁目 4 番30号
【電話番号】	011 (814) 1000 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 水島 利英
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区東札幌 5 条 2 丁目 4 番30号
【電話番号】	011 (814) 1000 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 水島 利英
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,695,355,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年 8 月10日 (木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数	内容
普通株式	450,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成29年8月22日(火)開催の取締役会決議によります。

2 本募集とは別に、平成29年8月22日(火)開催の取締役会において、当社普通株式2,820,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式180,000株の自己株式の処分に係る一般募集(新株式発行に係る一般募集と自己株式の処分に係る一般募集を併せて、以下「一般募集」という。)並びに当社普通株式270,000株の新株式発行に係るその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)を決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	450,000株	3,695,355,000	1,847,677,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	450,000株	3,695,355,000	1,847,677,500

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当株数		450,000株	
払込金額		3,695,355,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成29年4月30日現在)	459株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成29年10月2日(月)	該当事項はあ りません。	平成29年10月3日(火)

(注)1 発行価格については、平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アインホールディングス 本店	札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西4丁目1番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,695,355,000	20,000,000	3,675,355,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 払込金額の総額は、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限3,675,355,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額26,828,277,000円と合わせ、手取概算額合計上限30,503,632,000円について、13,400,000,000円を平成31年4月末までに当社グループの調剤薬局及びドラッグストア等の新規出店及び既存店舗の改装並びに本社を含むシステム導入・入替に係る設備投資資金の一部に充当し、残額は平成32年4月末までに当社グループ各社の一部の子会社化時における株式取得資金、運転資金及び設備投資資金として金融機関から借入れた当社グループの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

調達した資金は当社普通預金口座に保管し、資金需要の発生都度使用することとしております。

なお、当社グループの設備投資計画につきましては、本有価証券届出書提出日(平成29年8月22日)現在(ただし、既支払額については、平成29年7月31日現在)、以下のとおりとなっております。

セグメントの名称	設備の内容	所在地	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
医薬事業	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	北海道地区	55,950	-	自己資金及び 増資資金	平成29年 4月	平成30年 4月	1店舗
		東北地区	317,510	71,880				2店舗
		北信越地区	50,226	-				1店舗
		関東地区	357,023	14,531				7店舗
		中部地区	80,000	-				1店舗
		近畿地区	239,728	-				4店舗
		四国・中国地区	271,501	47,407				5店舗
	九州・沖縄地区	179,440	9,200	3店舗				
	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	-	3,600,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	40店舗
	調剤薬局の既存店舗 の改装	-	2,588,000	165,452	自己資金及び 増資資金	平成29年 5月	平成30年 4月	(注)3
調剤薬局の既存店舗 の改装	-	1,800,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3	
調剤薬局の既存店舗 のシステム導入・入 替	-	1,177,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3	
物販事業	ドラッグストアの新 規開設(開設予定店 舗)	関東地区	988,000	-	自己資金及び 増資資金	平成29年 10月	平成30年 4月	7店舗
	ドラッグストアの新 規開設(開設予定店 舗)	-	750,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	5店舗
	ドラッグストアの既 存店舗の改装	-	290,000	12,998	自己資金及び 増資資金	平成29年 9月	平成30年 4月	(注)3
	ドラッグストアの既 存店舗のシステム導 入・入替	-	414,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3
その他の事業	商業施設の改装等	-	613,000	49,840	自己資金及び 増資資金	平成29年 5月	平成30年 4月	(注)3
	本社業務及び営業、 運営用のシステム導 入・入替	-	84,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3

(注) 1 金額には消費税を含めておりません。

2 投資予定金額には敷金・保証金を含んでおります。

3 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成29年8月22日(火)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,820,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式180,000株の自己株式の処分に係る一般募集(一般募集)並びに当社普通株式270,000株の新株式発行に係るその他の者に対する割当(その他の者に対する割当)を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月26日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日） 平成29年7月31日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

（法的規制について）

1）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による規制について

医薬事業は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法をはじめとした各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局（以下、（4）事業等のリスクにおいて「保険調剤薬局」という。）を営業しております。

また、物販事業のドラッグストア事業においても、同様に医薬品医療機器等法に基づく医薬品の販売を行っております。

その主要内容は次のとおりであります。

許可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連法令	登録等の交付者
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	厚生労働省地方厚生局長
麻薬小売業者免許	2年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
医療用具販売届出	無制限	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
医薬品販売業許可（注）	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事等

（注） 医薬品販売業許可は、医薬品医療機器等法第25条において、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業の3つの許可に区分されております。当社グループの物販事業は、店舗販売業の許可を受けております。

万一、当社グループの保険調剤薬局及びドラッグストア事業において、医薬品医療機器等法第75条第1項、健康保険法第80条各号及び麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項等に規定される法令違反等に該当する行為があり、監督官庁から業務停止命令及び取消し等を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2) 医薬品の販売規制緩和について

一般用医薬品の販売については、医薬品医療機器等法によってリスク区分に応じて要指導医薬品及び第1類医薬品は薬剤師のみが、第2類医薬品及び第3類医薬品は薬剤師または登録販売者が販売しなければならないと規制されております。

また、「薬事法の一部を改正する法律(施行日:平成26年6月12日)」により、一般用医薬品のネット販売も解禁されました。今後においても、医薬品販売に係る規制緩和の動向により、異業種の同事業への参入等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(医薬事業について)

当社グループの医薬事業では、保険調剤薬局のチェーン展開を行っております。

当連結会計年度における売上高において、医薬事業が占める割合は89.4%であり、今後も保険調剤薬局店舗を主軸とした多店舗展開を継続する方針であります。したがって、M&Aを含む保険調剤薬局の出店政策の成否や同業他社の出店動向により、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

保険調剤薬局店舗の売上は、処方箋を発行する医療機関に依存する割合が高く、主たる応需先となる医療機関の予測困難な院外処方箋の発行動向並びに休廃業により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンザ等季節性疾患の流行により処方箋応需枚数には季節変動の影響を受ける可能性があります。

(業界動向について)

医薬事業の収入は、処方箋に基づき医療用医薬品を調剤投与する調剤行為であり、その薬剤の価格(薬価)及び報酬額は、厚生労働省により定められております。また、国民医療費の抑制策として、診療報酬及び薬価の改定が段階的に実施される傾向にあります。今後においても、診療報酬制度等の改定による収益構造の変化に伴い、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(資格者の確保について)

保険調剤薬局及びドラッグストア(第一類医薬品取扱店舗)は、医薬品医療機器等法の規定により薬剤師の配置が義務付けられており、また、薬剤師法では、調剤業務は薬剤師が行わなければならないと規定されております。

当社グループは、積極的な出店による拡大政策を継続しておりますが、薬剤師確保が困難な状況になった場合は、出店計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(企業の信用を失墜させるリスクについて)

1) 調剤業務について

医薬事業では、人体に影響を及ぼす医療用医薬品を薬剤師が調剤投与しており、調剤過誤による医療事故を引き起こす可能性を内包しております。

当社グループは、医療事故が会社の社会的信用を著しく失墜させる可能性があるものと認識し、あらゆる側面から、当該リスクの回避に向けた取り組みを最重要課題と位置づけております。

その主要な内容は次のとおりであります。

- ・新卒薬剤師及び中途採用薬剤師を対象とした入社時研修制度
- ・勤務薬剤師のスキルアップを目的とした継続的な研修制度
- ・管理者育成のため、全薬局長が出席する薬局長会議の実施
- ・調剤機器メーカーとの共同開発による携帯型端末(PDA)を利用した調剤過誤防止システム(PHAIN)の配備、調剤業務のオートメーション化等IT技術を応用した調剤機器の開発及び導入
- ・調剤業務に関する自社マニュアルの利用及び内部監査室によるルール遵守体制
- ・調剤過誤防止対策を専門に扱う安全対策室の設置

2) 個人情報保護について

医薬事業では、薬歴、処方箋に代表される患者情報を保持し、物販事業においては、アインズ・トルペポイントカード及びトルペモバイルクラブの運用に伴う顧客情報を保持しております。

当社グループは個人情報保護体制並びに取扱いに対するルールを徹底することにより万全を期し、主要事業会社である株式会社アインファーマシーズは「保健医療福祉分野のプライバシーマーク」を取得しております。

しかしながら、事故ならびに犯罪行為による個人情報の漏洩があった場合、業績のみならず社会的信用を失墜させる可能性があると考えております。

(事業戦略上のリスクについて)

当社グループは、保険調剤薬局の積極的な新規出店及びM & Aにより、事業規模の拡大を推進しております。

M & A戦略においては、対象会社を慎重に検討し、発生するのれんの償却額を超過する収益力を安定的に確保することが可能な買収額により行うことを基本方針としておりますが、買収後、計画どおりに進まない場合には、子会社株式評価損、のれんに係る減損損失等の損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(金利変動リスクについて)

当社グループは、積極的な新規出店とともに、M & Aを活用した事業拡大を推進しており、通常の出店費用においては、営業キャッシュ・フローの範囲で自己資金により充当しておりますが、大型のM & Aに関しては、一部を金融機関からの借入れにより調達することがあります。

当社グループでは、これらの資金需要に機動的に対応するため、一定水準の手元流動性を確保しており、当連結会計年度末における現金及び預金の残高297億7千5百万円に対し、当社グループの短期及び長期借入金の高は258億5千1百万円となっております。

M & Aの実施にあたっては投資回収可能性を重視し、効率的投資により有利子負債の圧縮に努めておりますが、M & Aに対する投資回収が十分に確保できない場合及び金融市場の動向等に伴う金利変動により、当社グループの財務状況及び支払利息等経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(消費税等の影響について)

医薬事業の社会保険診療に関する調剤売上は、消費税法上非課税となりますが、一方で、医薬品等の仕入には消費税が課税されております。

この結果、当社グループが負担することとなる消費税は、調剤売上原価に計上しております。

過去の消費税の導入時及び調剤報酬改定時には、消費税率の上昇分が薬価の改定において考慮されておりましたが、今後、消費税率が改定され、その影響が薬価に反映されない場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アインホールディングス 本店

(札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。